

## 移動等円滑化取組報告書（乗合バス車両）

(2020年度)

住 所 東京都多摩市関戸1丁目9番地1

事業者名 京王電鉄バス株式会社  
代表者名（役職名及び氏名）代表取締役社長  
丸山 莊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

## I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

## (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

## ① 乗合バス車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる乗合バス車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ノンステップバス	・2020年度は、ノンステップバス（大型）を2両更新する。 ・2020年度は、ノンステップバス（大型連節バス）を1両導入する。	計画通り更新・導入を行った。

## ② 乗合バス車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

## ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降および利用を円滑に行うための支援	・定期の研修において、車椅子を使用されるお客様の対応教育を行う。 ・乗務員全員に「企業理念実践ハンドブック」「安全のしおり」を配布するとともに、高齢者・障がい者を含むご利用のお客様への接し方を定期研修にて教育を行う。 ・これまで通りメールや電話でお客様からのご意見・要望を受け付ける。昨年度からさらにお客様の声を受け付ける手段として、全てのバスにハガキを設置し、お客様の声を幅広く収集・活用する。 ・運行記録計（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー）を活用し滑らかで快適な運転を向上させる。 ・アイトラッカーを活用し確実な車内着席確認の手順を徹底する。 ・乗務員が高齢者疑似体験キットを用いて、高齢者・障がい者を疑似体験する研修を実施する。 ・乗務員が実際に車椅子に乗ってバスの乗り降りを体験する研修を実施する。 ・運転訓練車を使用したデータを活用し、やさしい運転の教育を実施する。	・定期研修受講者56名に対し教育を実施 ・定期研修56名に「企業理念実践ハンドブック」「安全のしおり」活用した研修を実施 ・417通のはがきアンケートを受付、お客様ニーズ検証 ・日々乗務終了後に運行管理者が運行記録計（デジタルタコグラフ）を確認し滑らかで快適な運転を指導、状況によりドライブレコーダーを活用 ・アイトラッカーの活用の導入として指導者向けの研修に3名が受講 ・高齢者・障がい者疑似体験を定期研修にて56名に実施 ・車いす体験を定期研修にて56名に実施 ・運転訓練車による優しい運転の実践を定期研修にて56名に実施

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
・わかりやすい案内の推進 ・車内人身事故防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚的にわかり易いバス車内案内表示器の増設。連節バス</li> <li>バス停発進時の着席確認を乗務員に徹底する。発進時に乗務員による「発車します。おつかまりください」のアナウンスを行う。</li> <li>バスターーミナルにおいて、出発前のバスに社員が乗り込み、お客様に車内事故防止に関する啓発活動の声掛けを行う。さらに、車内人身事故防止のためのポスターをバス車内や停留所に掲示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス発進時に安全で優しい発進を行うため『発進時・着席確認・声かけて』をスローガンに安全教育にて全乗務員に着席確認を徹底</li> <li>バス車内声掛けを29便213名に対し実施</li> </ul>

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
各種研修におけるバリアフリー教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗務員が高齢者疑似体験キットを用いて、高齢者・障がい者を疑似体験する研修を実施する。</li> <li>乗務員が実際に車椅子に乗ってバスの乗り降りを体験する研修を実施する。</li> <li>運転訓練車を使用したデータを活用し、やさしい運転の教育を実施する。</li> <li>運行記録計（デジタルタコグラフ・ドライブレコーダー）を活用し滑らかで快適な運転を向上させる。</li> <li>アイトラッカーを活用し確実な車内着席確認の手順を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・障がい者疑似体験を定期研修にて56名に実施</li> <li>車いす体験を定期研修にて56名に実施</li> <li>運転訓練車による優しい運転の実践を定期研修にて56名に実施</li> <li>日々乗務終了後に運行管理者が運行記録計（デジタルタコグラフ）を確認し滑らかで快適な運転を指導、必要によりドライブレコーダーを活用し指導</li> <li>アイトラッカーの活用の導入として指導者向けの研修に3名が受講</li> </ul>

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての乗合バス車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために（1）と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治体主催のバリアフリー会議等への出席 →（日野市・多摩市）</li> <li>交通エコロジーモビリティ財団主催のバリアフリー研修への社員派遣 →新型コロナ禍により派遣なし</li> <li>障がい者が参加する会議への出席 →障がい者団体の会議に出席9/28</li> <li>障がい者団体及び高齢者福祉団体との積極的な意見交換 →障がい者団体との意見交換9/28・10/14・11/25高齢者福祉団体との意見交換11/11</li> </ul>
---

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページにて公表

(4) その他

--

## II 乗合バス車両の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

総車両数	計	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数			
		ノンステップバスの車両数		ワンステップバスの車両数		その他の車両数		基準適用除外認定車両数	
		スロープ板を備えたもの	リフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたもの	うちリフトを備えたもの	計	うちスロープ板を備えたものの	うちリフトを備えたものの
前年度車両数	174	174	173	0	1	0	0	0	0
年度内に供用を開始した車両数	7	7	7	0	0	0	0	0	0
年度内に供用を廃止した車両数	38	38	37	0	1	0	0	0	0
年度末車両数	143	143	143	0	0	0	0	0	0

## III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第6号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。
3. ワンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているワンステップバス車両の合計数を記入すること。
4. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合している車両のうち2及び3に該当しない車両の合計数のほか、公共交通移動等円滑化基準省令第37条第2項第2号の基準に適合するスロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備について、スロープ板を備えたもの、リフトを備えたものの別にその車両数を記入すること。
5. 基準適用除外認定車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第43条第1項の認定を受けている車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
6. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両数のうちその他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令に適合していない車両のうち5に該当しない車両の合計数のほか、そのうちスロープ板を備えているものの車両数、リフトを備えているものの車両数を記入すること。
7. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。